

平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

視覚で認識することができない新しいタイプの商標に関する
各国の制度・運用についての調査研究報告書

平成24年6月

一般社団法人日本国際知的財産保護協会

5-2-6. 韓国

— 2012年改正法に基づく報告 —

<<法制度>>

韓国特許庁は「位置」「トレードドレス」「味」「触感」の商標はまだ認めていないが、「色彩」「音」「におい」「動き」「ホログラム」の商標は商標法改正により保護している。

「音」「におい」の商標は韓・米 FTA 締結の合意事項によって 2012 年より導入〔施行〕されている。「音」「におい」の商標については本年度(2012 年)3 月 15 日より施行されていて、さらに音の商標のみが、わずかに出願されているだけで、まだ企業の出願動向を知ることができない。

新しいタイプの商標の保護により、商標権者はより多様な対象を商標(登録)として保護を受けることができる。「音」「におい」の商標については、審査段階で識別力の獲得の有無を厳しく審査することになっているため、第三者のただ乗り行為(フリーライド)を防止することができる。

「音」「におい」の商標の権利範囲は、音又はにおいのそのものによって定まるのではなく、出願書類の「写実的表現」欄の記載により定まる。そこで、「音」「におい」の商標も通常商標と同様に韓国特許庁が提供している KIPRIS (日本の IPDL のようなデータベース)を利用して検索ができるので、KIPRIS から登録された新しいタイプの商標の権利範囲(写実的表現)を確認することができる。従って、企業にとって新しいタイプの商標に関する監視負担が特に負担になるということはない。

「音」「におい」の新しいタイプの商標の登録要件としてまず使用によって識別力を獲得しなければならない。このような点からは韓国企業又は韓国で「音」「におい」の商標の使用〔広報等〕が可能な外国企業によって新しいタイプの商標を活用することができると考えられる。また、企業にとってはいままでは商標ではなく、広報の手段として利用している「音」「におい」を独占権である「商標権」として保護できるので、「音」「におい」の商標等新しいタイプの商標について積極的に活用を考えると予想される。

「音」「におい」の新しいタイプの商標の登録要件として通常の商標とは異なり、使用による識別力の獲得が必要とされているので、使用期間・範囲・需要者の認識等につき証明できる資料を出願前から用意していることが必要である。また、新しいタイプの商標については出願書類の「写実的表現」が直ちに権利範囲となるので、この内容〔記載〕が特許における明細書のように非常に重要なところであるため、どのように記述するかを慎重に考えるべきである。

権利行使について、通常商標と同様であるため、専用使用权及び通常使用权のいずれも許諾することができる。また、新しいタイプの商標に対して商標権のみならず、他の権利もある場合、通常商標と同様に権利行使に当たって組み合わせで活用することができる。

(1) 商標の定義

商標法において、「商標の定義」規定がある。

商標法第 2 条 (定義)

1.”商標”とは、商品を生産・加工又は販売することを業とする者が自己の業務に関

連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各項目のいずれか1つに該当するもの（以下「標章」という。）をいう。

- イ. 記号・文字・図形・立体的形状又はこれらを結合させたり、これらに色彩を付したもの
- ロ. 他と結合しない色彩又は色彩の組合わせ、ホログラム、動作、その他視覚的に認識することができるもの
- ハ. 音・においなど視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその外の視覚的な方法で写實的に表現したもの

また、商標の構成要件について基準が定められている。

基準第4条（商標の構成要件）

第1項 商標法第2条により商標として構成され得るものは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 1. 記号・文字・図形・立体的形状若しくはこれらを結合し、又はこれらに色彩を結合したもの
- 2. 他のものと結合していない色彩若しくは色彩の組合せ・ホログラム・動作又はその他視覚的に認識することができるもの
- 3. 音・におい等、視覚的に認識することのできないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法により写實的に表現が可能なもの

第2項 商標法第1項3号による音・におい等、視覚的に認識することができないものは、原則的に識別力が認定されず、使用による識別力獲得の認定を受けなければならない。

韓国においては「位置」の保護は認めていない。また、韓国特許庁は、音の商標には音のみ、動きの商標には動きのみ、においの商標にはにおいのみからなることを要求しているため、「音」と「動き」の組み合わせ又は新しいタイプの商標どうしの組み合わせの商標は1商標1出願の違反で拒絶される。

(2) 出願要件

商標の特定方法と権利範囲について

特定方法

商標の特定方法において写實的表現を求める旨の条文がある。「音」「におい」等の視覚により認識できない商標について商標法第9条第3項に規定がある。

商標登録を受けようとする商標が商標法第2条第1項第1号のハ目に該当する商標の場合には、商標法第1項各号の事項以外に、知識経済部令で定めるところにより、その旨と説明及び当該標章を記号・文字・図形、その他写實的な方法で表現し（以下「写實的表現」とする）、それぞれ出願書類に書かなければならない（商標法第9条の2出願日認定要件）。

タイプ毎の特定方法

タイプ別の記載を行う。

「色彩」 商標見本+説明文 色コード (任意)

「音」 音楽：説明文+音声ファイル 楽譜 (必要に応じて/施行規則 36 条 3 項
音楽以外：説明文+音声ファイル)

「におい」 説明文+においの標本

「動き」 商標見本+説明文

「ホログラム」 商標見本+説明文

色彩、動き、ホログラムの商標に関しては、商標見本と商標の説明で特定する。商標見本として、5 枚以内の図面又は写真の提出を求めている (ホログラムについて施行規則第 38 条)。

音、におい、などの視覚により認識できない商標については、1000 字以内の商標の写実的表現の欄に当該商標についての具体的な記載を求めている。写実的表現が権利範囲となる (商標法第 52 条)。

音の商標においては、説明と音声ファイルの提出を求めているが、音楽の場合には、楽譜の提出も任意で求める。基準第 32 条の 2 第 4 項によれば、審査官は、音声ファイルが音楽又は歌詞を含む音楽である場合には、写実的表現を明確に把握するために、商標法第 92 条の 5 により、当事者に対し楽譜を提出することを要求することができる。音声ファイル等を参考にしないと、音を認識又は再現できない場合は、写実的に表現されているとはいえない。

においの商標では、においの標本等を参考にしないと、においを認識又は再現できない場合は、写実的に表現しているとはいえない (基準第 32 条の 2 第 3 項)。

標本の提出として認められるのは、30ml 以上の液体状の物質を入れた密閉容器 3 個、または、においを付した物質を 3mg 以上塗布したパッチ 30 枚以上である (施行規則第 36 条第 6 項)。

各タイプ別の記載例

「音」の商標：

商標見本

音声ファイル (拡張子 *.MP3, *.WAV, *.WMA の形態で 3MB 以内) は商標見本のかわりに必須ものである。楽譜は必須書類ではないが、参考資料として提出可能である。

商標の説明文：500 字以内で記述する。

(特許庁の例示文)

本願の音商標はライオンの鳴き声が 2 秒間大きく聞こえた後だんだん小さくなる形態で構成される。

写実的表現

1000 字以内で音の特徴・演奏時間・方法等を詳細に記述する。

(特許庁の例示文)

本願の音商標は添付されたファイルのように、雄ライオンの鳴き声からなるものであって、雄ライオンが大きくほえたける泣き声が2秒間聞こえた後、しばらく間、小さい鳴き声が聞こえる音からなるものである。

「におい」の商標：

商標見本

30ml以上の液体タイプの物質を入れた密閉容器3本または3ml以上のにおいが染み込まれた又は塗布されたパッチ30枚以上

商標の説明文

500字以内で記述

(特許庁の例示文)

本願のにおい商標はたった今刈った草のにおいからなるものである。

写実的表現

商標の特徴を1000字以内で詳細に記述

(特許庁の例示文)

本願のにおい商標は添付されたサンプルのように、たった今刈った草のにおいからなるものであって、この草はゴルフ場に使用される芝を言い、たった今刈った草のにおいとは芝を刈ったとたん発散されるにおいであり、刈ってから1時間以内のにおいを言う。

「動き」の商標：

商標見本

動作が発生する時間的に順番に沿った画面〔イメージ〕を5コマ以内の図面又は写真

(見本例示)



商標の説明文：500字以内で記述

(説明文例示)

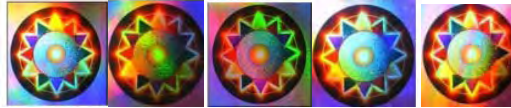
本願商標見本はスクリーンの中央から明るい光が発散され、画面全体が光る青色と黄色の光に覆われる。その後「Sony Make.Believe」ロゴが現れながら二つの光が真中に集中される。

「ホログラム」の商標：

商標見本

見る角度に見られるイメージを5コマ以内の図面又は写真

(見本例示)



商標の説明文：500字以内で記述

(説明文例示)

中心部に円図形が2個位置し、円図形の外部周囲に三角形図形12個が並列の結合からなり、三角形図形の端部分に先で円図形が形成されており、その外部にまた円図形があることを特徴とする。見る角度によって結合された図形及び背景の色彩が様々の色彩を表している。添付した写真はホログラムの商標を正面、左、右、下から撮影した見られる形状の代表である。

権利範囲

商標法第52条（登録商標等の保護範囲）に規定されている。

登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に記載した商標（商標法第2条第1項第1号のハ目に該当する商標の場合には、写実的表現）により定められる。音・においの商標は、写実的表現（説明文）が権利範囲となる。音声ファイルの提出を求めているが、権利範囲は写実的表現に記された内容。においの標本は権利範囲には影響しない。その他、視覚で認識できる商標については、商標見本に基づき権利範囲が定まる。色彩の商標については、説明文ではなく、商標見本に基づき権利範囲が定まる。

出願日認定

商標法第9条の2（出願日の認定等）に以下のように規定されている。

第1項 特許庁長官は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、その商標登録出願に関する出願書類が特許庁に到達された日を商標登録出願日と認めなければならない。

1. 商標登録をしようとする旨の表示が明確でない場合
 2. 出願人の氏名若しくは名称の記載がなかったり、又はその記載が出願人を特定することができないほど明確でない場合
 3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標の記載がなかったり、その記載が商標として認識することができないほど鮮明でない場合
- 3の2. 商標登録出願書類に写実的表現を記述しない場合（商標法第2条第1項第1号のハ目の標章に限る。）（ハ. 音・においなど視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその外の視覚的な方法で写実的に表現したもの）
4. 指定商品の記載がない場合
 5. 母国語で記載されなかった場合

第2項 特許庁長官は、商標登録出願が第1項各号の1に該当する場合には、商標登録を受けようとする者に相当な期間を定めて商標登録出願に対して補完す

ることを命じなければならない。

第3項 第2項の規定による補完命令に従って商標登録出願に対して補完する場合には、手続補完に関する書面（以下、「手続補完書」という。）を提出しなければならない。

第4項 特許庁長官は、第2項の規定により補完命令を受けた者が指定期間以内にその補完をした場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願日と認めなければならない。

第5項 特許庁長官は、第2項の規定によって補完命令を受けた者が指定期間以内にその補完をしなかった場合には、当該商標登録出願は不適合な出願として差し戻すことができる。

動き、ホログラムの商標については、図面等が出願日認定要件である。音、においては説明文が出願日認定要件である。

音声ファイルやにおいの標本などは出願後に補充可能である。音の商標においては「楽譜」が商標見本ではない。楽譜や音声ファイルは補充的に提出するのであり、登録要件の判断基準になるのは出願書類に記載した「写実的表現」である。よって、補充的に提出した「楽譜」又は「音声ファイル」と「写実的表現」と異なる場合は拒絶理由通知書が発せられる（基準第32条の2第5項）。

新しいタイプの商標の出願形式は、電子出願又は書面出願どちらでもできる。ただし、におい商標出願については商標(におい)サンプルを電子出願で提出することができないため、出願書類のみを電子出願で提出してから3日以内に商標見本(においサンプル)を特許庁ソウル事務所に直接提出すれば、出願日は電子出願日と認定される。

出願日認定に必要な要素について基準が定められている（基準第32条（商標見本の作成等）第2項）

立体商標について実物の形状のみで出願されたときには、商標法第9条の2に定めるところにより図面又は写真により補完しなければならず、ホログラム商標又は動作商標についてビデオテープ又はCD-ROM、光ディスク等、電子的な記録媒体のみで出願されたときにも、商標法第9条の2により図面又は写真により補完しなければならない。

(3) 登録要件

① 識別性

商標法第6条（商標登録の要件）

次の各号の1に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。

1. 普通名称、2. 慣用商標、3. 産地・品質等、～7. その他識別力のない商標
通常商標における判断基準とは異なった扱いとなる、新しいタイプの商標用の審査基準があり、それぞれの項目において識別力についての言及がなされている。

基準第 4 条（商標の構成要件）第 2 項

商標法第 1 項第 3 号による音・におい等は、視覚的に認識することができないものは、原則的に識別力が認定されず、使用による識別力獲得の認定を受けなければならない。

基準 8 条第 16 項

色彩又は色彩の組合せのみからなる商標が指定商品の品質や効能又は用途、目的等の性質表示を直接的に表している場合には、商標法 6 条 1 項 3 号を適用する。

第 17 項、第 18 項

動作商標・ホログラムの場合には、提出された図面又は写真と商標説明書を通じて特定される動作の全体が、指定商品の品質や用途、目的等の性質表示を直接的に表していると認定される場合は、商標法 6 条 1 項 3 号を適用する。

第 19 項

音・におい等の写実的表現が、指定商品の原材料・用途・目的等の性質表示を直接的に表していると認定していると判断される場合には、商標法第 6 条第 1 項第 3 号を適用する。

音・におい等の性質表示の例示

伐木サービス業：チェーンソーの音

各種小売業：現金出納機の音

自動車修理業：自動車の始動音、自動車の走行音

香水：バニラ香、ハーブ香

木材加工業：木のにおい

タイヤ：ゴムのにおい

基準第 11 条第 10 項

音の商標を構成する音が 1 音又は 2 音で構成されている場合（ここで、1 音とは、1 つの音符の音をいう。）には、商標法 6 条第 1 項第 6 号に該当するものと見る。

基準第 12 条第 4 項

音、におい等は、需要者に商品の出所表示として認識されず、音・におい等として認識されることが一般的であると言えるため、自他商品を区別する識別力がないものと見る。

基準第 12 条 解釈参考資料 1.

色彩又は色彩の組合せのみからなる標章、動作全体又はホログラム全体が、指定商品と関連のある分野において一般的に使用されている又は使用され得る表示は、識別力がないと認定され得る。

「色彩」単一の色彩については識別力のないとの理由で拒絶される。色彩の組み合わせの商標については、通常商標と同様の識別力有無の判断要件により識別力有無を審査する。例えば、色彩の組み合わせが「簡単、かつありふれた」場合、識別力がないと判断される。また、色彩の組み合わせが商品の形状及び品質を表示する場合でも、識別力がないと判断される。

「音」ガイドラインによると、1音又は2音からなる音（楽曲 Music）商標は識別力がないとの理由で拒絶される。ところが、楽曲（Music）が出願された場合、2～3分程度の長さがあるものであっても、音（音楽）の長さのみを持って識別力の有無を判断しないようである。音商標が機能的な商標である場合は仮に使用による識別力を有しているとしても拒絶される。音商標が機能的な商標であるか否かの判断は音の長さではなく商品との関係を一緒に考慮して判断する。

セカンダリーミーニング

商標法6条第2項に規定がある。

商標法第1項第3号乃至第6号に該当する商標であっても、商標法第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標がだれの業務に関連した商品を表示するのかが顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品として商標登録を受けることができる。

認定の程度、証拠方法等につき基準第14条、提出書類につき施行規則第36条第4項が規定されている。新しいタイプの商標に特有の立証方法・審査基準は特に規定されていない。

セカンダリーミーニングが認められるための必要要件(例えば国外における登録・使用実績が有利に働くかなど)については、あくまでも韓国における使用実績が必要とされる。ガイドラインでは下記の通り通常商標と同様の要件が規定されている。

- 相当期間使用事実
- 全国又は一定地域で使用事実
- 使用商品の生産・販売量（数、金額）等
- 使用の方法・回数・内容等
- 国家・政府機関等の証明書
- 商工会議所の証明書
- 同業組合(団体)の証明書
- 取引先・代理店等からの多数証明書（取引先・代理店の事業者登録証写し付き）
- 新聞・雑誌・TV・ラジオ等に広告した期間・回数等に関する証明書

なお、使用による識別力は原則として使用している当該商標及び当該商品に限って認められるものであって、類似商標又は類似商品までは認定されない。

機能性の判断

機能的な商標の登録を排除する条文がある。

商標法 7 条第 1 項の各号のいずれか一つに該当する商標は、商標法第 6 条にかかわらず商標登録を受けることができない。

13. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な（サービスの場合には、その利用と目的に不可欠な場合をいう）立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音、又はにおいだけで構成された商標

審査基準第 27 条

- ・商標法第 7 条第 1 項第 13 号の規定の適用は、広告・宣伝等を通じてその実用的利点が知られている商品又は商品包装の形状や色彩又は色彩の組合せ等から発揮される機能に着眼して判断する。
- ・本願に該当する商品又は商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状や色彩、色彩の組合せ、音・におい等は、たとえ識別力が認定されても、登録を受けることができないものとする。

上記基準は、セカンダリーミーニングが認められても、登録を受けることができない、とする。

また、色彩、音につき次のような解釈参考資料がある。

解釈参考資料 2.

出願された色彩又は色彩の組合せのみからなる商標が機能的であるか否かは、

- イ.当該色彩等が指定商品の使用に不可欠又は一般的に使用される、
- ロ.色彩等が与える美的効果が、製品のマーケティング等に役立つ、
- ハ.指定商品の特性として作用する特定の色彩が、その商品の利用と目的不可欠又は価格や品質に影響を与える、などを考慮して判断する。

解釈参考資料 8.

出願された音・におい等が機能的であるか否かは、

- イ.商品の特性から発生する特定の音・におい（例：ビール瓶の栓を抜く音、タイヤのゴムのにおい）、
- ロ.商品の仕様に必ず必要又は一般的に使用される音・におい（例：オートバイのエンジン音、香水の香り、飲食物のにおい等）、
- ハ.商品の販売増加と密接な原因となる音・におい（例：チャイムベルの音、芳香剤等に使用されるにおい等）

「動き」、「ホログラム」については、機能的な商標が存在しない。

「音」、「におい」については、機能的な商標は存在する。「音」の商標が機能的な商標である場合は仮に使用による識別力を有しているとしても拒絶される。音の商標が

機能的な商標であるか否かの判断は音の長さではなく商品との関係を一緒に考慮して判断する。

類否判断

類否判断に関する条文がある。

商標法第7条第1項

次の各号のいずれか一つに該当する商標は、商標法第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。

7.先出願による他人の登録商標と同一または類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

新しい商標の類否判断の手法は、通常商標における判断基準と差異がある（基準第21条）。

「音」の商標、「におい」の商標：

音・におい等については、他の類型の商標との間でのクロスサーチは行わない。

基準第21条第2項

商標の類否の観察方法は、全体的、客観的、離隔的観察を原則とするが、商標の構成中、印象的な部分（要部）について重点的に比較するものとする。この場合、音・におい等は、同じ類型の商標間で、写実的表現を基準に類否を比較して判断する。

「色彩」の商標：

基準第21条第11項

「色彩」について、称呼よりは外観と観念が類似であるか否かを重点的に比較して判断する。

解釈参考資料 17

色彩等において“外観類似”とは、視覚を通じて色彩を観察したときに両商標を互いに混同しやすい場合をいい、“観念類似”とは、色彩から一定の意味（暗示や印象を含む。）を引き出し得る場合に両商標がその意味によって混同される場合をいい、両商標の外観及び観念のいずれかが類似し、標章全体的に商品の出所に関して誤認・混乱のおそれが懸念されるときには、両商標は類似なものと見る。

「動き」の商標：

基準第21条第12項

「動き」については、動作のイメージが変化する特殊性があるため、

- 1.他の類型との間においては、図面・写真や動作中の基本的主体（要部）をなす姿態（ただし、動作の内容が特異である場合は非類似と見ることができる）、
- 2.動作商標相互間においては、図面・写真・動作の内容及び動作中の基本的

な主体（要部）をなす姿態。動作商標の図面等動作の要部を中心に類否判断が行われる。

解釈参考資料 18.

対比される 2 つの商標の動作の主体は相違するが、その動作の主体が示す姿態の特異性が同一又は極めて類似であると判断される場合、2 つの商標は類似なものと見る。

「ホログラム」の商標：

基準第 21 条第 13 項

立体商標の類否判断（基準 21 条第 10 項）を準用する。

具体的事例の紹介

文字商標「MEOW」と猫の鳴き声の音の商標の類否判断

ガイドラインによると、音商標は音商標どうし、におい商標はにおい商標どうしで比較して商標の類否を判断することになっているので、例の「MEOW」文字と猫の鳴き声の音の商標とは類否を判断しない。

音楽に歌詞がついている音の商標とその歌詞を表す文字商標との類否判断

特許庁の説明によると、「音楽」商標に単語・文字〔歌詞〕が含まれていても、音楽にある単語又は文字と類似の先行(文字)商標との類否を判断しないとのことである。

音階が同じものであって、音源が異なる場合の類否判断

音の商標は音声ファイルではなく「写実的表現〔記述〕」に基づくから、音源が異なっても写実的表現が同一又は類似であれば類似であると考えられる。

「動き」の商標の類否判断

「動き」の商標につきてイメージファイルの一つ（停止画面）が先行商標と類似であるとの理由で拒絶されたことがある。

(4) 他の権利との調整

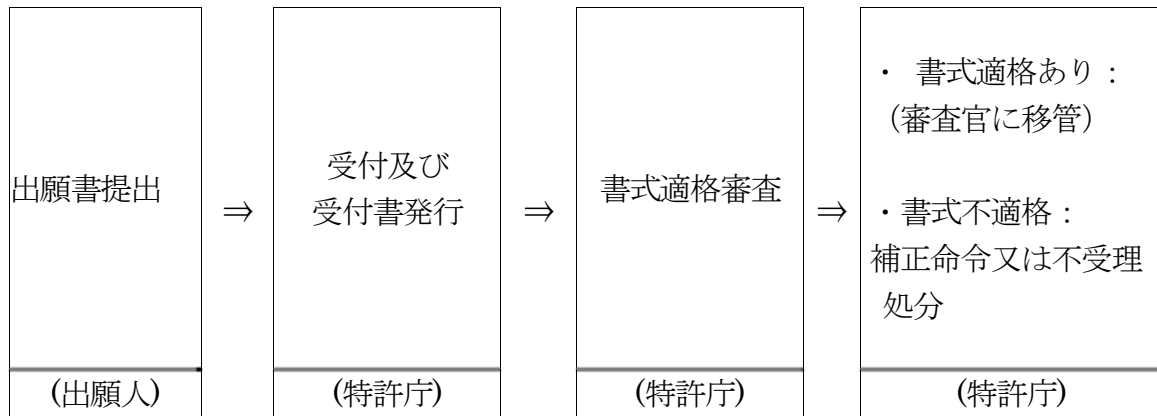
著作権、意匠権等他の権利との調整規定がある。

商標法第 53 条（他人の意匠権等との関係）

商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態に従いその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・意匠権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触される場合には、指定商品のうち抵触される指定商品に対する商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の同意を得なければその登録商標を使用することができない。

出願された商標に他人の著作権が含まれている場合、通常商標と同様に審査段階では他

出願書の処理手続き



(6) 出願の手続

各業務が電子的に処理されるが、通常の商標出願に関する処理と同様である。

新しいタイプの商標の出願形式は、電子出願又は書面出願どちらでもできる。音声ファイルも電子で提出可能である。ただし、におい商標出願については商標(におい)サンプルを電子出願で提出することができないため、出願書類のみを電子出願で提出してから3日以内に商標見本(においサンプル)を特許庁ソウル事務所に直接提出すれば、電子出願日が出願日と認定される。

①電子出願の願書様式 (別添 K1 参照)

新しいタイプの商標に係る手続は通常商標と同様であるため、様式も同一である。ただし、新しいタイプの商標については、出願書類に音やにおいについては写実的方法で記載しなければならない。また、音商標・におい商標については 出願書類と共にサンプルを提出することになっている。

音の商標：

音声ファイルは、拡張子 *.MP3, *.WAV, *.WMA の形態で3MB以内である。楽譜は必須書類ではないが、参考資料として提出可能である。

商標の説明文

500字以内で記述する。

(特許庁の例示文)

本願の音商標はライオンの鳴き声が2秒間大きく聞こえた後だんだん小さくなる形態で構成される。

写実的表現

1000字以内で音の特徴・演奏時間・方法等を詳細に記述する。

(特許庁の例示文)

本願の音商標は添付されたファイルのように、雄ライオンの鳴き声からなるものであって、雄ライオンが大きくほえたける泣き声が 2 秒間聞こえた後、しばらく間、小さい鳴き声が聞こえる音からなるものである。

においの商標：

商標見本：30ml 以上の液体タイプの物質を入れた密閉容器 3 瓶または 3ml 以上のにおいが染み込まれた又は塗布されたパッチ 30 枚以上を提出する。

商標の説明文

500 字以内で記述する。

(特許庁の例示文)

本願のにおい商標はたった今刈った草のにおいからなるものである。

写実的表現

商標の特徴を 1000 字以内で詳細に記述する。

(特許庁の例示文)

本願のにおい商標は添付されたサンプルのように、たった今刈った草のにおいからなるものであって、この草はゴルフ場に使用される芝を言い、たった今刈った草のにおいとは芝を刈ったとたん発散されるにおいであり、刈ってから 1 時間以内のにおいを言う。

動きの商標・ホログラムの商標：

動作商標・ホログラム商標については、補充的に動作商標の特徴を表現した映像(動画)を収録した CD-ROM, 光ディスク等電子的記録媒体を提出することができる。ただし、動画そのものは補充的なものであって、一連の動作が時間的に動くイメージ(停止画面)を商標見本として必ず提出しなければならない。

②書面出願の願書様式

新しいタイプの商標にかかる願書(別添 K1 参照)は、電子出願と書面出願とで願書の様式は同一である。

③願書の補正

補正書・意見書：電子ファイルで提出する。有体物の添付資料がある場合、追って特許庁に提出可能である。補正についての規定は、通常商標の出願と差異はない。

商標法第 14 条第 1 項 出願人は、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内で(中略) その商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。

補正許容範囲

商標法第 16 条（出願の要旨変更）に規定する範囲内の補正は、商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。ただし、商標登録出願に関して商標法第 14 条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときには、その補正は却下される（商標法第 17 条（補正の却下））。

補正があった場合の出願日

商標法第 16 条第 2 項 出願公告決定謄本の送達前にした補正が要旨を変更するものと商標権の設定登録があった後に認められたときには、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願したものとみなす。

要旨の変更について新しいタイプの商標用基準が定められている。

基準第 36 条にて以下の場合、要旨変更とみる旨規定する。

5. 出願商標に色彩を新たに結合し、又は色彩を変更する場合
7. 動作商標を、文字、図形等の一般的な商標、立体的形状又はホログラムに変更（その逆も含む）すること。
8. ホログラム商標を、文字、図形等の一般的な商標、立体的形状又は動作商標に変更（その逆も含む）すること。
9. 動作及びホログラム商標の場合、出願時に提出した図面又は写真の内容又は個数を追加又は削除（変更する場合を含む）すること。ただし、出願書類記載から特定される範囲内でその内容を明確にする場合を除く。
10. 音・におい等を、文字、図形等の一般的な商標、立体的形状又はホログラムの商標に変更（その逆も含む）すること。
11. ただし、音・におい等の写実的表現に対する誤記の訂正、不明瞭な記載の釈明又は指定商品の範囲の減縮は、要旨の変更とみなさない。また、音の商標については、においについての要旨変更の判断基準は、写実的表現が基準となる。

解釈参考資料 1.

音・におい等は、出願時に記載された写実的表現を基準に要旨の変更の有無を判断し、その出願書類に添付された音声ファイル又はにおい見本を基準に要旨の変更の有無を判断してはならない。

④商標見本

それぞれの特徴（商標のタイプ別）

「音」の商標：

出願書類の「写実的表現」欄に詳しく音の特徴を 1000 字以内で記述することが必要であると共に音声ファイルを提出することが要求されている。

「におい」の商標：

出願書類の「写実的表現」欄に詳しくにおいの特徴を 1000 字以内で記述することが必要であると共ににおいのサンプルを提出することが要求されている。

「動き」の商標：

出願書類の「商標の説明」欄に 500 字以内で動作商標の時間的な移動を記述、5 コマ以内の見本を提出することが要求されている。

「ホログラム」の商標：

出願書類の「商標の説明」欄に 500 字以内でホログラムの商標の特徴を記述、5 コマ以内の見本を提出することが要求されている。

音の商標については、音声ファイルを受け付ける。色彩、ホログラム、動きについては、任意に、見本の特徴を示す動画ファイルの提出が可能（施行規則 36 条第 3 項）である。

(7) 方式・実体審査

①商標見本と説明文の整合性審査

整合していない場合は、出願書類の要旨を変更しない範囲での補正が可能である。

音・においについての要旨変更の判断基準は、写実的表現の要旨を変更しない範囲での補正が可能である。

基準第 36 条 解釈参考資料 1.

音・におい等は、出願時に記載された写実的表現を基準に要旨の変更の有無を判断し、その出願書類に添付された音声ファイル又はにおい見本を基準に要旨の変更の有無を判断してはならない。要旨変更と認められる場合は、補正却下又は出願日が補正書提出日まで繰り下げられる。

②審査体制：新しいタイプの商標専門の審査官による審査体制について

韓国特許庁では、新しいタイプの商標の審査のため、別途審査官を選定しており、現在特に教育を行っていないが、新しいタイプの商標を既に導入して運用している外国との業務協議の時、研修又は教育を進める予定である。

③審査手法

通常商標と差異はない。

商標法第 22 条の 2 第 1 項

特許庁長官は、商標登録出願の審査において必要であると認める場合には、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる。

類否判断に使用している検索の具体的手法及び検索キーの種類

図形商標については、ウィーン図形分類によりサーチをしている。

「音」・「におい」の商標については、韓国特許庁内のデータ（特許ネット）に搭載される先行商標中、音の商標は音の商標どうし、においの商標はにおいの商標どうしで類否を判断する。

識別力を判断するための検索ツール

商標に関する識別力を判断するためのサーチツールとして、どのようなものを活用しているか。

新しいタイプの商標(音、におい商標)については審査段階では原則として識別力がないと見られるので、出願人が積極的に新しいタイプの商標の使用による識別力獲得を証明する必要がある。特許庁によると、国家機関(政府機関)や商工会議所から発行された証明書等は一定の場合は使用による識別力獲得を証明する資料として認めることができるが、審査官が直接インターネットで調べた資料、出願人が提出する広告資料のみでは原則として識別力の獲得を認める根拠資料として活用することが難しいとのことである。

新しいタイプの商標に関するデータベース蓄積と管理方法については、審査のために、特別に導入している機器やソフトウェアはない。審査に使用する統計情報、審査情報は特でない。

④検索システム

検索システムは、通常のものと同様である。

出願前に出願人代理人が行う調査の方法は、韓国特許庁が提供しているデータベース(KIPRIS データ)及び民間企業のデータベースにより通常の商標と同様に調査を行うことができる。ただし、まだ KIPRIS データ及び民間企業のデータには商標類型に新しいタイプの商標が含まれていない状況である。また、新しいタイプの商標に対する調査は通常の商標の調査とは異なって写実的表現の内容を読んで、その記載により把握される音やにおいが調査対象の新しいタイプの商標と類似であるかどうかを判断しなければならないので、通常の商標と違って時間及び手間が相当かかると考える。

音・においの商標については、他の類型の商標との間でのクロスサーチは行わない(基準第21条第2項)

商標の類否の観察方法は、全体的、客観的、離隔的観察を原則とするが、商標の構成中、印象的な部分(要部)について重点的に比較するものとする。この場合、音・におい等は、同じ類型の商標間で、写実的表現を基準に類否を比較して判断する。

⑤拒絶理由

商標法23条に規定がある。

音・におい商標は2012年3月15日から施行されているため、まだ具体的拒絶例はない。音、においの商標についても通常商標と同様に識別力や類否を判断するが、特に出願書に「写実的表現」を要求しており、使用による識別力の獲得が必要とされるので、通常商標とは異なり、このようなことについて拒絶される可能性があると思う。

「動作商標」についてはイメージファイルの一つ(停止画面)が先行商標と類似であるとの理由で拒絶されたことがある。

⑥異議申立

商標法第 25 条に規定がある。その補正については商標法第 26 条（施行規則第 58 条に）規定されている。

証拠提出の方法と証拠様式は新しいタイプの商標について別段の規定はない。

補正の可否、補正の提出方式は通常商標と同様である。

(8) 登録

①権利範囲

商標法第 52 条に規定がある。

登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に記載した商標（音・においなど視覚で認識できない商標の場合には、写実的表現）により定められる。

②登録証記載事項は、通常商標と差異はない。

(9) 証明・閲覧

①音声ファイル、動画ファイルの閲覧方法

新しいタイプの商標にかかる登録事項において、閲覧請求があった場合に、韓国特許庁は、音声ファイルを KIPRIS データ(日本の IPDL のようなもの)にて提供する。動作商標については停止画面のイメージファイル (JPG) で提出することになっているので、KIPRIS データで提供しているが、KIPRIS データにては提供できないため、動画ファイルやにおいサンプルを閲覧したい者は特許庁ソウル事務所又は特許庁に直接訪問しなければならない。

②原簿の認証謄本（様式、商標見本）

音声ファイルの認証はどのように行っているかについて

韓国特許庁に対して誰でも登録証そのもの〔紙〕複写を請求することができる。証明付きの複写の場合、官印がある。新しいタイプの商標に関する音声ファイル又はにおいのサンプルの複写はできない。

(10) 公報・情報提供

①公報

出願公告公報は、公衆審査の目的で特許庁のサイトにインターネットにて発行する。商標に関する公報のデータ形式はイメージファイル (PDF ファイル) の形式である。商標に関する公報には新しいタイプの商標に関して公報に「商標の写実的表現」を掲載する。

また、音の商標については電子ファイルを添付してインターネット公報で聞くことが出来るようにしている。インターネット公報の所定のボタンをクリックすると聞こえるようにし、特別な設備が必要な場合その音声を聞こえるプログラムをダウンロードできるようにする。

においの商標については公報に「写実的表現」を掲載する。においのサンプルは大田

にある韓国特許庁又はソウル事務所〔支所〕にてにおいを嗅ぐことができる。

②情報提供

韓国特許庁が提供しているデータベース（KIPRIS データ）及び民間企業のデータベースにより通常の商標と同様に調査を行うことができる。ただし、まだ KIPRIS データ及び民間企業のデータには商標類型に新しいタイプの商標が含まれていない状況である。

（1 1）統計（産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会資料より）

タイプ別出願・登録件数（2007年～2011年12月まで：音・におい2012年3月15日～4月現在までの出願件数）

色彩	回答なし		
立体	出願 516 件	登録	回答なし
位置	回答なし		
動き	出願 19 件	登録	回答なし
ホログラム	出願 14 件	登録	回答なし
音	出願 57 件	登録	回答なし
におい	出願 0 件	登録	回答なし

今後の出願件数について、外国例及び新しいタイプの商標(音・におい)の登録要件として使用による識別力の獲得を要求していること勘案したら、音の商標の出願件数は徐々に増えると思うが、においの商標の出願件数はそれほど多くはないと予想される。

（1 2）審判

①審判における証拠方法及びその提出の仕方については、通常商標と差異はない。

②識別力や類否について審判や裁判で新たな判断が示された場合、その結果は、どのように審査にフィードバックされているかについては、「音」「におい」の商標は 2012 年 3 月 15 日から施行されているため、審査例はもとより、審決例や裁判例がまだ出ていない。

(別添 K1)

■商標法施行規則 [別紙 第4号書式]www.patent.go.kr でオンラインで提出できます

商標登録出願書

(表)

【出願区分】 商標登録出願 商標登録 分割移転出願 商標登録 分割出願

【出願区分】 商標登録 変更出願 指定商品 追加登録出願 再出願出願

【権利区分】 商標 サービス標 商標サービス標 団体標章 証明標章
地理的表示団体標章 地理的表示 証明標章 業務標章

【出願人】

【姓名(名称)】

【出願人コード】

【代理人】

【姓名(名称)】

【代理人コード】

(【包括委任登録番号】)

(【参照番号】)

(【元出願の出願番号(元権利の登録番号、国際登録番号)】)

【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】

【商品(サービス業)類】

【指定商品(サービス業、業務)】

(【優先権主張】)

【出願国名】

【出願番号】

【出願日付】

【証明書類】

(【出願時の特例主張】)

【商標類型】 一般商標 色彩商標 立体商標 ホログラム商標 動作商標

その他に視覚的に認識できるようにされた商標

音商標 におい商標 その他に視覚的に認識できない商標

(【図面の枚数】)

(【商標の説明】)

(【商標の視覚的表現】)

上の通り特許庁長に提出します。

出願人(代理人)

(署名 または 印)

【手数料】(記載要領 第14号 参照)

【出願料】 個類

ウォン

(【指定商品 加算金】

個 商品

ウォン)

(【優先権主張料】 個類

ウォン

【合計】

ウォン

【手数料 自動納付番号】

【添付書類】法令で定めた書類各1通(機材要領第15号 参照)

※記載要領

1. 【出願区分】欄

出願区分の中から一つを選択して「□」の中に表示(例：☒)します。

2. 【権利区分】欄

イ. 権利区分の中から一つを選択して「□」の中に表示(例：☒)します。

ロ. 変更出願の場合は「商標」、「サービス標」、「団体標章」、「証明標章」、「商標サービス標」の中から一つを選択します。

ハ. 再出願の場合は「業務標章」を選択することができません。

3. 【出願人】欄

イ. 出願人コードがある場合

【氏名(名称)】欄には、出願人コード付与申請時に記載したハングル氏名(または、法人の名称)を記載します。

ロ. 出願人コードがない場合

1) 【出願人】欄の次の行に出願人の【氏名(名称)のハングル表記】、【氏名(名称)の英文表記】、【住民登録番号(法人登録番号)】、【出願人区分】、【電話番号】、【郵便番号】、【住所】、【電子郵便住所】及び【携帯電話番号】欄を各々作成して記載します。

2) 【出願人】欄の具体的な記載事項は「特許法施行規則」別紙第4号書式(出願人コード付与申請書)の記載要領第1号を参照して作成します。

3) 出願人は直接署名若しくは印鑑を捺印しなければなりません。その方法は、原則的に【添付書類】欄があるページの次ページに【出願人○○○の印鑑(署名)】欄を作成し、その下に横4cm x 縦4cmの印鑑捺印欄(署名欄)を作成して直接署名若しくは出願人の印鑑を鮮明に捺印します。出願人が2人以上の場合は、出願人の人数分【出願人○○○の印鑑(署名)】欄を作成し、出願人全員が直接署名若しくは印欄を捺印しなければなりません。

ハ. 共通

1) 2人以上の出願人が共同で出願し、代表者選任申告を出願と同時にする場合は、【出願人コード】欄の次の行に【特記事項】欄を作成して「出願人代表者」を記載し、【添付書類】欄に代表者であることを証明する書類名を記載してこれを出願書に添付します。

2) 2人以上の出願人が共同で出願し、相互間に持分が約定されている場合は【出願人コード】欄の次の行(出願人代表者がいる場合は【特記事項】欄の次の行(出願人のコードがない場合は【住所】欄の次の行)に【持分】欄を作成し、「出願人持分○・□」のように持分の内容を分数で記載し、【添付書類】欄に「持分約定書」と記載してこれを出願書に添付します。

3) 第3者の許可、認可、同意、承諾等が必要な場合は【特記事項】欄の次の行に【第3者の許可等が必要な理由】欄を作成してその趣旨を記載し、【添付書類】欄にその内容を証明する書類名を記載してこれを出願書に添付します。

4) 弁理士又は特許法人以外の任意代理人が提出若しくは未成年者、準禁治産者又は禁治産者の法廷代理人が提出する場合には、次の例のように【出願人】欄の次の行に【法廷代理人等】欄を作成し、法廷代理人等の【氏名】及び【出願人コード】を記載し、その代理権を証明する書類をこの書式に添付します。

【例】 【出願人】

【法廷代理人等】

【氏名】

【出願人コード】

4. 【代理人】欄

イ. 代理人が手続きを踏む場合は、代理人の氏名(又は法人の名称)と代理人コードを記載します。代理人が特許法人の場合は、次の例のように【代理人コード】欄の次の行に【指定された弁理士】欄を作成して指定された弁理士の氏名を全て記載します。

【例】 【代理人】

【氏名(名称)】 特許法人 ○○○○

【代理人コード】 (特許法人の代理人コード)

【指定された弁理士】 弁理士 ○○○、弁理士 ○○○

ロ. 包括委任を受けた代理人の場合は、次の例のように【代理人コード】欄の次の行に【包括委任登録番号】欄を作成して包括委任登録番号を記載し、代理人が2人以上の委任者と包括委任関係を持った場合は、委任者の人数分【包括委任登録番号】欄を作成して全て記載します。

【例】 【代理人】

【氏名(名称)】

【代理人コード】

【包括委任登録番号】

【包括委任登録番号】

ハ. 個別委任関係を持つ代理人が、委任者全員を代理しない場合は、次の例のように【代理人コード】欄の次の行に【特記事項】欄を作成して記載します。

【例】 【代理人コード】

【特記事項】 提出人 ○○○の代理人

二. 個別委任関係を持つ代理人の場合、【添付書類】欄の「委任状」と記載してこれをこの書式に添付し、委任状の記載事項は「特許法施行規則」別紙第1号書式(委任状)を参照して作成します。

5. 【参照番号】欄

同一の提出人(出願人又は代理人)が同時(同じ日付)に二つ以上の出願をする場合は、各出願書を区分する為に、次の例のように【代理人】欄の次の行に【参照番号】欄を作成し、提出する媒体別(オンライン提出、フロッピーディスク提出、書面提出)に新たに開始される提出人別・権利別の一連番号を記載します。

【例】 【代理人】

【参照番号】 03

6. 【原出願の出願番号(原権利の登録番号、国際登録番号)】欄

イ. 分割移転出願、分割出願または、変更出願をする場合は、【原出願の出願番号】欄にその基となった原出願の出願番号を次の例のように記載します。

【例】 【原出願の出願番号】 40-2007-1234567

ロ. 商品の追加登録出願をする場合は、原出願の登録前には【原出願の出願番号】欄を、原出願が既に登録されている場合には【原権利の登録番号】欄に記載します。

ハ. 再出願をする場合は【国際登録番号】欄を記載します。

7. 【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】欄

イ. 【商品(サービス業)類】欄には「商標法施行規則」別表1の商品類または、別表2のサービス業類区分に従って、該当する1個類を記載します。但し、業務標章登録出願の場合には【商品(サービス業)類】欄は記載しません。

ロ. 【指定商品(サービス業、業務)】欄には「商標法施行規則」第40条第1項又は第2項により、告示した具体的な商品又はサービス業を記載します。但し、その告示に登録を受けようとする商品又はサービス業が明示されていない、若しくは業務標章登録出願で指定業務を記載する場合には、可能な限り具体的に記載します。

ハ. 【指定商品(サービス業、業務)】欄には「他の類に属さない...」、「その他に...」、「各種...」等のように記載してはいけません。

ニ. 【指定商品(サービス業、業務)】欄に「...部品」、「...付属品」等と表記してはいけません。但し、「...部品及び付属品」を指定しようとする場合は、具体的な部品及び付属品名を明示します。

ホ. 2つ以上の複数類出願の場合は、次の例のように出願の数分【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】欄を繰り返し設けて全て記載します。

[例] 【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】

【商品(サービス業)類】第2類

【指定商品(サービス業、業務)】未加工天然樹脂、金属保護剤、ペイント

【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】

【商品(サービス業)類】第37類

【指定商品(サービス業、業務)】建物防音設備設置業、壁張り工事業、
毛皮修繕業、理化学機械器具修理業

※変更出願の場合は、変更対象が原出願に表示された商品類の全てを意味するため、【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】、【商品(サービス業)類】及び【指定商品(サービス業、業務)】欄は記載しません。

8. 【優先権主張】欄

イ. 【優先権主張】欄は、「商標法」第20条による優先権主張をする場合のみ記載します。優先権主張がない場合は、この欄を記載してはなりません。

ロ. 【出願国名】欄は、特許庁長が公告する2桁の英文コードで記載し、【証明書類】欄には、優先権証明書類を出願と同時に提出する場合には「添付」と記載し、その証明書を後で提出する場合は「未添付」と記載します。

ハ. 2つ以上の優先権主張をする場合は、次の例のように【優先権主張】欄を繰り返し設けて全て記載します。

[例] 【優先権主張】

【出願国名】US

【出願番号】123456

【出願日時】2007. 07. 01.

【証明書類】添付

【優先権主張】

【出願国名】 JP

【出願番号】 62-1234

【出願日時】 2007. 08. 01.

【証明書類】 未添付

9. 【出願時の特例の主張】 欄

出願と同時に「商標法」第 21 条により、出願時の特例の適用を受けようとする場合には、【優先権主張】欄の次の行に次の例のように【出願時の特例の主張】、

【博覧会名】および【博覧会出品日時】欄を各々作成し、特例の認定を受けようとする商標が出品された博覧会名および博覧会出品日時を記載します。【添付書類】欄には、その内容を証明する書類名を記載して、これを出願書に添付します。

【例】 【出願時の特例の主張】

【博覧会名】

【博覧会出品日時】

10. 【商標類型】 欄

イ。「一般商標」、「色彩商標」、「立体商標」、「ホログラム商標」、「動作商標」、「その他に視覚的に認識することができる」とされた商標、「音商標」、「におい商標」、「その他視覚的に認識することができない商標」のうちいずれかの類型を選択して□の中に表示(例: Ⅹ)します。

ロ. イ目に列挙された各々の商標の意味は次の通りです。

1) 「一般商標」とは、記号・文字・図形またはこれらを結合若しくはこれら各々に色彩を結合した商標をいいます。

2) 「色彩商標」とは、色彩または色彩の組合せのみからなる商標をいいます。

3) 「立体商標」とは、3 次元的な立体的形状または立体的形状に記号・文字・図形・色彩が結合した商標をいいます。

4) 「ホログラム商標」とは、2 つのレーザー光が互いに会って起こす光の干渉効果を利用して、写真用フィルムと類似の表面に 3 次元的イメージを記録したものとされた商標をいいます。

5) 「動作商標」とは、一定の時間の流れに伴って変化する一連の絵若しくは動的イメージ等を記録したものとされた商標をいいます。

6) 「その他視覚的に認識することができる」とされた商標とは記号,文字,図形,立体的形状,色彩,ホログラム,動作またはこれらを結合した商標の他に視覚的に認識できるとされた商標(「一般商標」,「色彩商標」,「立体商標」,「ホログラム商標」,「動作商標」に該当しない商標)をいいます。

7) 「音商標」とは、音のみからなる商標をいいます。

8) 「におい商標」とは、においのみからなる商標をいいます。

9) 「その他視覚的に認識することができない商標」とは、音、におい以外に視覚的に認識することができないもので構成された商標をいいます。

11. 【図面(写真)の個数】欄

出願する商標がホログラム商標、動作商標またはその他視覚的に認識することができるものとされた商標に該当する場合には、次の例のように【図面(写真)の個数】欄に商標見本に表示する図面または写真の数を記載します。この場合、図面または写真の数は計5個を超過してはなりません。

【例】 【図面(写真)の個数】 2個

12. 【商標の説明】欄

出願する商標が色彩商標、立体商標、ホログラム商標、動作商標、その他視覚的に認識することができるものとされた商標、音商標、におい商標、その他視覚的に認識することができない商標のうち、いずれかに該当する場合には、次の例のように【商標の説明】欄を作成し、商標見本、音、におい等該当の商標についての説明を記載することで、商標についての説明書の提出をもって代えることができます。この場合、説明は500字以内で簡略かつ明確に記載することを原則とします。

【例1】 【図面(写真)の個数】 2個

【商標の説明】 この商標見本は、雲がかかった空を背景にして、光線がほとぼしる閃光の動画で構成される。次の場面は、レンゲの上に立っている女性が持っている松明に移動する。

【例2】 【音商標の説明】 この音商標は、ライオンの鳴き声が2秒間大きく聞こえた後、徐々に小さくなる形態で構成される。

【例3】 【におい商標の説明】 このにおい商標は、刈ったばかりの草のにおいで構成される。

13. 【商標の視覚的表現】欄

出願する商標が音商標、におい商標、その他視覚的に認識することができない商標のうち、いずれかに該当する場合には、次の例のように【商標の視覚的表現】欄を作成して、商標に対する視覚的表現を1000字以内で記載しなければなりません。

視覚的表現は、該当の標章を記号・文字・図形若しくはその他視覚的な方法で写実的であり、可能な限り具体的に表現し、一般の消費者が該当商標を認識することができなければならない。音商標の場合は音に対する具体的な叙述で、におい商標の場合はにおいに対する具体的な叙述で、その他視覚的に認識することができない商標の場合は、その商標に対する具体的な叙述で作成しなければなりません。

※ 「商標法」第52条により、登録された音商標、におい商標などの保護範囲は、商標の視覚的表現にあります。

【例1】 【商標の視覚的表現】 この音商標は、添付されたファイルと同じようにオスのライオンの鳴き声で構成されるが、オスのライオンが大きく泣き叫ぶ大きな鳴き声が2秒間聞こえた後、暫くしてまた小さい鳴き声が聞こえる音で構成される。

【例2】 【商標の視覚的表現】 このにおい商標は、添付されたサンプルのように刈ったばかりの草のにおいで構成されるが、ここで言う草は、ゴルフ場で主に使用されるクリーピングベントグラス芝を言い、刈ったばかりの草のにおいとは、芝を芝刈り機または鎌で刈ってすぐに発散されるにおいで、刈ってから1時間経っていないにおいを言う。

14. 【手数料】欄

イ。「特許料などの徴収規則」第5条第1項を参照して、出願時に納付する手数料の明細および金額を記載します。【出願料】欄には、出願書に記載された商品(サービス業)類の個数および出願料の金額を記載します。各類の指定商品数が各々20個を超過する場合【指定商品加算金】欄を作成し、超過する指定商品数を合算した数およびそれに該当する加算金額を記載します。優先権主張をする場合には【優先権主張料】欄に商品(サービス業)類の個数およびそれに該当する優先権主張料の金額を記載し、【合計】欄には全ての手数料の合計金額(納付する手数料の総額)を記載します。

ロ. 手数料は、受付番号を付与された後にこれを納付者番号とし、翌日までに納付します。

14の2.【手数料の自動納付番号】欄

事前に「特許料などの徴収規則」別紙第4号書式の手数料自動納付申込書を提出した場合として、該当する手続きの手数料を自動納付しようとする場合には、該当する書式を書面の代わりに電子文書で必ず提出しなければならず、手数料自動納付申込書に記載した口座番号を該当する書式の【手数料自動納付番号】欄に表示しなければなりません。

15.【添付書類】欄

イ.出願書に添付する書類は次の通りです。

1)商標見本1通(音商標、におい商標およびその他視覚的に認識することができない商標の場合には提出しない)

2)視覚的表現に合致する音声ファイル1通(音商標の登録出願の場合にのみ提出する)

3)視覚的表現に合致するにおい見本の密閉容器3缶または香りパッチ30枚(におい商標の登録出願の場合にのみ提出する)

※その他視覚的に認識することができない商標は、音商標またはにおい商標に準じて提出します。

4)定款または規約と団体標章または証明標章の使用に関する事項を記載した、定款または規約の要約書各1通(団体標章登録出願および証明標章登録出願の場合にのみ提出し、規約および規約の要約書は証明標章登録出願の場合、出願人が法人でない場合にのみ提出する)

5)地理的表示の定義に合致することを立証する書類1通(地理的表示団体標章および地理的表示証明標章の登録出願時に限る)

6)証明しようとする商品またはサービス業の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性を証明して管理することができることを立証する書類1通(証明標章登録出願時にのみ提出する)

7)業務の経営事実を立証する書類1通(業務標章登録の出願時にのみ提出する)

8)分割移転による出願人変更申告書1通(分割移転登録の出願時にのみ提出する)

9)分割移転の原因を証明する書類1通(分割移転登録の出願時にのみ提出する)

10)その他次の書類または物品(出願人が必要だと認める場合にのみ提出する)

1. 立体商標についての説明書1通

2. 指定商品についての説明書1通

3. 登録しようとする商標をハングルで翻訳若しくは音訳した説明書1通

4. 見本の特徴を現わす映像を収録したビデオテープまたは CD-ROM・光ディスクなど、電子記録媒体(ホログラム商標、動作商標およびその他視覚的に認識することができるものとされた商標の場合にのみ提出する) 1 件

5. 音商標の楽譜

11)その他法令で定めた書類各 1 通(記載要領第 8 号および第 9 号参照)

ロ. 商標見本の作成方法

1)商標見本のイメージ形式は、解像度 300dpi から 400dpi まで(300dpi 推奨)の JPEG(Joint Photographic Experts Group)であることが必要です。(音商標、におい商標、その他視覚的に認識することができない商標は除く)。

2)商標見本のイメージは「挿入絵」形態で完全に挿入・保存されなければならない、「客体連結および挿入」(OLE)または「動的データ交換」(DDE)形態で連結してはなりません。

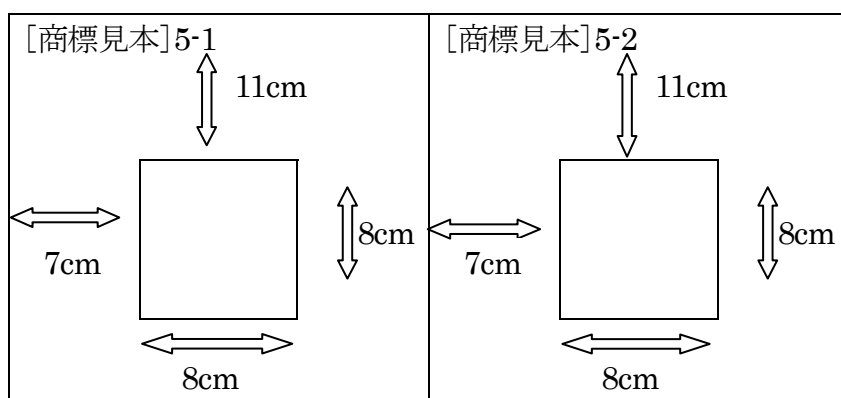
3)【商標見本】欄は、面を変えて新しい面に次の例のように記載します。この場合、2 つ以上の図面または写真で構成された立体商標、ホログラム商標、動作商標およびその他視覚的に認識することができるものとされた商標の見本は、各々の図面または写真を、面を変えて新しい面に各々記載し、動作商標の場合には、一連の動作が発生する時間的順序に従って記載しなければなりません。この場合【商標見本】欄に、図面または写真の総個数および一連番号を次の例のように記載しなければなりません。

4)【商標見本】は、A4 用紙の上側 11 cm、左側 7 cmの余白を残して、横 8 cm ×縦 8 cmの空の四角形を作成し、その中に作成します。作成する商標見本は横、縦の長さが各々 8 cm 以内でなければなりません。色彩または色彩の組合せのみからなる商標は、横 8 cm ×縦 8 cmの四角形の枠を作成し、四角形内にその色彩を彩色しなければなりません。

ハ. 添付書類のうち「団体標章または証明標章の使用に関する事項を記載した定款または規約の要約書」は「商標法施行規則」別紙第 3 号書式の定款(規約)の要約書に従って作成し、提出します。

ニ. 分割移転による出願人変更申告書は、次の例のように作成することを原則とします。

[例]



各国・地域別新しいタイプの商標の調査結果一覧(資料)

		ドイツ	イギリス	オーストラリア	シンガポール	台湾	韓国	ペルー	チリ
法制度・運用									
(1)商標の定義		商標法第3条(識別性) 商標法第8条(写実的表現)	商標法第1条(写実的表示、識別性)	商標法第17条の規定 商標法第40条の規定	商標法第2条第1項の規定	商標法第18条の規定 商標法第19条の規定	商標法第2条の規定	アンデス共同体決定第486号第134条の規定	商標法第19条の規定
(2)出願要件	①商標の特定方法と権利範囲	商標法第8条 写実的に表現された商標表示。	商標法第1条 写実的に表現された商標表示。	商標法第40条 写実的に表現できることが法律上求められている。	出願商標が新しいタイプの商標である場合、保護を求める標章の写実的表現および詳細な説明は、精密であることを要する。	写実的に表現された商標の表示(商標図案)と当該商標図案を補完するための「見本」(音声ファイル、動画ファイル)及び/又は説明が必要である。	出願書の「商標の写実的表現」欄の記述により特定される。音声ファイルやにの標本では特定されない。	基本的に写実的に表現された商標表示(商標図案)により特定される。これは新しいタイプの商標のみならず通常商標も同様である。	音響商標は、商標名、写実的表示及び提出された商標見本(デジタル録音)によって特定される。
	②出願日認定	商標法第32条及び第33条 ①出願人を特定する情報 ②商標の写実的表現 ③指定商品・役務の特定 要旨変更を伴わない補正は出願日の繰り下げなし。	商標法第32条第2項及び第33条第1項 ①商標登録の願書 ②出願人の名称及び住所 ③商標登録を求める商品又はサービスの陳述 ④商標の表示	写実的表現と明確な説明によって商標を特定する。最も重要な要素は、書面による説明と商標の表現の組み合わせ。	商標法第5条 「写実的表現」の提出が必要。手続補正により写実的に表現された表示が提出された場合には、出願日は、その提出日となる(出願日の繰り下げ)。	商標法第19条 出願人、商標図案及び使用を指定する商品又は役務を明記した願書を商標主務官庁に出願することにより出願日が得られる。	商標法第9条第2項 以下の4項目の要件を満たす願書の提出により出願日が認定される。 ①商標登録の意志表示 ②出願人情報 ③商標の明確な写実的表示 ④商品区分、指定商品名	アンデス共同体決定第486号第140条 ①商標登録を受けたい旨の表示 ②出願人情報 ③商標の複製 ④指定商品又は役務の指定 ⑤知財庁への手数料支払証明	回答なし。
(3)登録要件	①識別性	商標法第3条「抽象的識別性」及び第8条に「具体的識別性」の規定があり、実務上、識別性に欠ける商標については、第8条を根拠に拒絶する。	商標法第3条「登録の絶対的登録拒絶理由」第1項(b)に「識別性に欠けている商標」の規定あり。通常の識別力の審査においては、「識別性」等に基づく異議申立てがなされない限り、当該商標の使用実績やセカンダリーミーニング獲得状況は考慮しない。	通常商標と新しいタイプの商標に適用される識別力の判断のテストに一般的な差異はない。	シンガポールにおいては、通常商標に関する判断基準と新しいタイプの商標に関する審査基準の間に違いはない。識別性についても同じテストが適用される。	新しいタイプの商標と通常商標とにおいて、識別性の決定に差異は生じない。新しいタイプの商標についての審査基準があり、識別性についての記載あり。	判断は通常商標と異なり、使用による識別力が必要とされる。審査基準第8条に、通常商標及び新しいタイプの商標の識別性に関する記載あり。	判断において通常商標との差異はない。	識別力・類否判断に関し、音の商標と通常商標とは異なる取扱いはない。
	②セカンダリーミーニング	商標法第8条第3パラグラフに規定あり。セカンダリーミーニング獲得の立証方法としてはアンケート結果が有用である。	商標法第3条但書の規定により、使用の結果、後発的に識別力を獲得した商標については例外的に商標登録を認めている。新しいタイプの商標は識別力が低いことから、使用によるセカンダリーミーニング獲得を立証することを求められる場合が多い。	識別力及び使用による識別力の獲得については、オーストラリア商標法第41条第5項と第6項に規定がある。セカンダリーミーニングの獲得は、オーストラリア国内での評判が重要である。	商標が、出願日前に、シンガポールの大衆の心理において、特定の取引者の商品又はサービスの出所として認識されるようになったことを示す証拠を提出しなければならない。	商標法第29条第2項に規定されており、全てのタイプの商標に適用される。セカンダリーミーニングを示すための証拠は、自国の関連する消費者が商品/サービスの出所を示すものとして認識していることを示さなければならない。	韓国における使用実績の証明が必要である。認められるための必要要件は相当期間の使用実績、指定商品の生産・販売量、広告の実施期間・回数等の証明などである。	使用による識別性獲得を立証する証拠に関する規定や基準はないが、過去の行政裁判において、市場占有率、使用による影響力・使用される地域の範囲・使用期間、宣伝・広告量等に関する証拠及び聞き取り調査結果が考慮された。	セカンダリーミーニングが認められる条件として、知的財産法に従い、国内市場における使用を通じて識別力を獲得するに至ることが挙げられる。この条件は通常商標と新しいタイプの商標共に適用される。
	③機能性の判断	商標法第3条第2項に規定されている。商標法第3条はすべてのタイプの商標に対応する。 判決例：2006年10月5日 TASTMARKE事件	商標法第3条第2項に規定されている。実務上、機能性の要件は、立体商標についてのみ審査する。	オーストラリア商標法には、機能性に関する直接の規定はない。特定者に商標の独占の妥当を審査官が判断し、独占適応性が無い場合、機能的な商標として取り扱われ、識別力なしとして登録を排除する。	機能的な商標の登録を排除する条文や審査基準は立体形状以外特になく、ホログラムが機能的であっても、通常の登録要件さえ満たしていれば商標となり得る。	商標法30条第1項第1号に規定されている。機能性は通常商標にとって判断基準でない。しかし、新しいタイプの商標にとって、機能性は通常審査される。	機能的な商標の登録を排除する条文として商標法第7条第1項第13号がある。また、審査基準27条に機能的な商標に関する規定が示されている。	アンデス共同体決定第486号第135条(d)に規定されている。立体商標として保護される位置商標やトレードドレスは、この拒絶理由に該当して拒絶される可能性がある。	音の商標について、機能的な商標に関する情報、判例はない。
	④類否判断	商標法第9条第1パラグラフに規定あり。この規定は全てのタイプの商標に適用される。類否判断は通常審査段階では審査されず、異議申立があった場合に審査官により判断される。	商標法第5条に規定あり。新しいタイプの商標の類否判断は、通常商標と同じく、商標同士の外観・称呼・観念を比較し、全体の印象をもとに判断する。	商標法第44条第1項(b)及び第2項(a)に規定されている。通常商標と新しいタイプの商標とに適用される類比判断のテストに差異はない。	商標法第8条に規定されている。通常商標に関する判断基準と新しいタイプの商標に関する審査基準の間に違いはない。	商標法第30条第1項に規定されている。通常商標と新しいタイプの商標において、類否性の判断に差異は生じない。	商標法第7条第1項第7号に規定がある。通常商標と新しいタイプの商標とで原則としてクロスサーチは行わない。	新しいタイプの商標は、通常商標のようなデータベースが存在しないため、担当審査官が全ての先行登録商標と出願商標との類否判断を個別に行う。	類否判断に関し、通常商標と新しいタイプの商標とは異なる取扱いはない。
(4)他の権利との調整	商標法第13条第2パラグラフに調整規定あり。他人の周知な著作物を商標出願した場合は「不正目的」出願であるとして絶対的拒絶理由(商標法第8条(2))で拒絶されるだろう。	商標法第5条第4項に規定されている。他の権利の権利者(例えば著作権法第5条第4項(b)を根拠に)から異議申し立てされた場合、審査されることになる。	誤認混同に基づく理由を含め、多くの理由で拒絶査定となる。出願人が著作権を持っていない場合、出願人はその商標の所有者でないとの理由により拒絶理由が発せられる。	他人の歌詞等を用いた楽曲など、明らかに著作権を侵害していると思われる音の商標や動きの商標については、シンガポール商標法第8条第7項(b)に基づき拒絶される。	著作権、意匠権等他の権利との調整規定がある(商標法第30条第15号)。	商標法第53条に規定されている。商標に他人の著作権が含まれている場合、通常商標と同様に審査段階では他人の著作権を考慮しないが、商標法第53条により規制される。	アンデス共同体決定486号第136条(f)において、他人の著作権等知的財産権を侵害する商標については、当該他人から同意を得ない限り、登録をすることが出来ない。	音の商標が他人の歌詞等を用いた楽曲など、明らかに著作権を侵害していると思われる場合は、その出願は他人の著作権のとの混同を理由に拒絶される。公開された音商標に他人の著作権との問題が発生した場合、著作権者は当該商標にたいして異議申立できる。	
運用									
(5)出願受付	①電子出願の願書様式、添付資料(電子ファイルの型式と容量制限) ②書面出願の願書様式、添付資料	願書様式は、電子出願と書面出願で共通に使用できる。 音声ファイル形式：WAVEもしくはMP3、走査周波数44.1kHz以上、解像度16ビット、容量制限は音の場合1MB。	電子出願はUKIPOのウェブサイトにおいて、オンラインで出願を行う。 書面出願は願書様式TM3を用いる。	願書様式は書面出願及び電子出願の双方で使用される。 添付資料の容量制限は特でない。	電子出願は、ウェブページにおいてオンライン出願を行う。書面出願は様式TM4を使用する。当該様式は通常商標及び新しいタイプの商標双方で使用される。	電子出願と書面出願の願書形式は同一である。 電子ファイルの形式は以下のとおり。 音声：WAVE方式(MP3は不可) 動き：MPEG、AVIファイル	出願願書様式は第4書式。当該様式は電子出願及び書面出願双方で使用できる。音ファイルは、MP3,WAV,WMAの形態で、容量制限は3MB以内である。	新しいタイプの商標の出願様式は、通常商標の出願様式と同じである。電子データファイルの容量制限はない。	願書様式は書面出願及び電子出願双方で利用できる。電子出願は、インターネットを用いたオンライン出願及びCD-ROM及び磁気ディスクによる出願が認められている。

		ドイツ	イギリス	オーストラリア	シンガポール	台湾	韓国	ペルー	チリ
	③願書の補正・補正許容範囲、補正があった場合の出願日	原則として、出願後の商標の変更は不可。商標の表現が様式に合致しない場合は追加シートの提出が必要である。写実的表現の補正は不可。出願後に許容される補正は原則として指定商品・役務の減縮補正のみ。	電子ファイル等を出願日の後、補正、追完可能。指定商品・役務の限縮補正は認められる。出願時に「写実的表現」要件が満たされていない場合、拒絶理由通知等で補正の要請を受け、これに従って補正すると、出願日は補正提出日に繰り下がる。	商標見本か商標の説明のいずれかが提出されている場合には、出願日は認定されるが、出願日以後に説明を付加する補正は要件が厳しいため、そのような出願は拒絶になる可能性が高い。	出願後に認められる補正は以下のとおり。 (1) 明らかなミスの訂正 (2) 同一性または重大な特徴に大きな影響を与えない場合。	補正は商標の同一性に実質的に影響を与えず、又は対象である商品又はサービスを拡大しない場合に限られる。	最初の商標出願の要旨を変更しない範囲内で指定商品及び商標を補正することができる。	審査期間中いつでも、商標について重要な変更を加えるような補正、あるいは指定商品または役務を拡大する補正を除いて、補正を行うことが可能である（アンデス共同体決定第486号第144条）。	出願の補正は査定通知の受領前までに実施することができる（例えば、商標のタイプ）。さらに、指定商品及びサービスの減縮はいつでも可能である。
	④商標見本・においの標本、音声ファイルの保管方法・ホログラムの現物が見本として提出された場合の扱い	電子データメディア（CD等）は、出願の袋袋の中に保管される。	音声ファイルは出願の包装に物理的に保管しておくのみにおい商標の標本は保管方法についての定めもない。	「におい」、「音」、「ホログラム」商標については商標の見本は要求されない。	登録簿が電子的であることから、現物（ホログラム、匂いの標本、音声ファイル等）が見本として提出されたとしても保存しない。	音商標はWAVE形式の音声ファイルを保存媒体（CD等）に保存して提出。台湾知財庁のウェブサイトにて聴取できる。	願書の「視覚的表現」の欄で商標の特徴を説明すると共に音声ファイル、においサンプル、5枚以内の画像データを提出する。	音商標は、オーディオファイル形式（CD形式が一般的）で商標の複製の提出が必要である。商標局のコンピュータデータベースに保存される。	回答なし。
(6)方式・実体審査	①商標見本と説明文の整合性審査	説明と見本とが不一致の場合、出願人へその旨通知し、是正を求められる。	商標見本と説明文が不一致の場合、拒絶理由が通知され、是正を求める。是正された場合、原則として、是正された日が出願日になる。	不一致がある場合、審査時に拒絶理由通知が出される。不一致が小さい場合は、一致させるための補正は認められる。	不一致の場合、補正を要求される。商標の詳細な記述及び文書による説明の補正は要旨を変更するものであってはならず、許容される補正の範囲は極めて軽微なものに限られる。	不一致場合は、商標図案に合わせる補正は可能である。	整合していない場合は、出願書の要旨を変更しない範囲での補正が可能である。	公報掲載のために簡単な説明を記載する必要があるものの、説明文に不備があったとしても、拒絶理由あるいは補正命令の対象とはならない。	商標見本と提出された音声ファイルが異なっていた場合は、オフィスアクションを発行し、出願人に対し補正命令の対象とはならない。
	②審査体制：新商標専門の審査官による審査体制か	新しいタイプの商標専門の審査官は存在せず、通常の商標と同様に、指定商品・役務別に担当分けされた審査官が審査を行う。	専門の審査官はいない。必要に応じて、特許の審査に「機能性」等の質問を行うことはある。	専門の審査官はいない。新しいタイプの商標に対する専門知識が必要な場合には、その道の専門家に依頼するシステムがある。	新しいタイプの商標を担当する決まった審査官のグループは存在しない。	専門の審査官はいない。審査官が方式・実体審査の両方を行っている。	新しいタイプの商標の審査のため、別途審査官を選定している。	専門の審査官はいない。音商標の方式審査にあたっては音楽大学などに判断を依頼する。	音の商標の為の専門審査官はいない。また、音の商標に関し、業務の外部委託は行っていない。
	③審査手法	通常商標の審査と同様に、商標法および商標規則に則って、識別力や類否判断の審査を行う。その判断基準も通常の商標に関するものと同じである。	通常商標の審査と変わらない。			類似の判断について、音と文字、動きと静止図形、などクロスサーチを行う。それぞれ出願された商標図案に基づいてコード番号を付し、それに基づいてクロスサーチが行えるシステムである。	通常商標と差異はない。音・においについては、他のタイプの商標との間でのクロスサーチは行わない。	方式審査において、写実的表現と音声ファイルが一致するかの確認については、国立音楽学校、ペルーカトリック大学の音楽科に判断依頼することができる。	
	・類否判断に使用している検索の具体的手法及び検索キーの種類	一般的に、全体観察で類否判断を行う。図形商標調査に関してはウィーン分類（ウェブサイトあり）を使用する。	特別な類否判断用検索手法や検索キー及び識別力を判断するための検索ツールもない。	通常商標と一体となった検索システムを利用。	検索システムは、検索タームとして商標のタイプを選択することにより類似商標の検索を実施する。「検索キーワード」の入力は不要。	類否判断に使用している検索の具体的手法及び検索キーの種類の詳細は「5-2.各国別調査結果・台湾編」(7)方式・実体審査の欄を参照。		新しいタイプの商標に関するデータベースがないため、先行商標との類否判断では、登録された全ての商標と出願商標との類否判断を審査官がデータベースを用いずに行う。	
	・識別力を判断するための検索ツール	辞書・技術用語辞典・インターネット等である。		通常商標と同様にその商品・サービスに関連した刊物と、インターネットサイトで検索を行う。民間データサービスも利用。		Google 及びYahooは、審査官が通常新しいタイプの商標の識別性を決定するために使用するサーチツールである。			
	・新商標に関するデータベース蓄積と管理方法			通常商標と同じ。	新しいタイプの商標に関するデータ、あるいはその審査に関するやり取りを蓄積・管理していない。				データベース蓄積については、CD、DVDやアナログメディアで保管している。商標局ではMP3とWAVE形式を受け入れている。
	④検索システム	審査官は、異なる種類のデータベース、辞書、参考資料、専門家の文献又は技術出版物を使用する。	通常商標と同じである。	検索システムは、通常商標用のものと一体となっており、審査官用・ユーザ用それぞれ存在している。		台湾知的財産局・WEBサイトに商標検索システムがある。「音」、「色彩商標」、「立体」商標の専用検索項目がある。	韓国特許庁が提供しているデータベース及び民間企業のデータベースにより通常商標と同様に調査を行うことができる。		審査のために特別に導入したソフトウェアや機器はない。
	⑤審査資料	通常商標と同じ。	通常商標と同じである。			新しいタイプの商標について特別な扱いは特にしていない。			「5-2.各国別調査結果・チリ編」(7)方式・実体審査の欄を参照。
⑥拒絶理由	拒絶理由通知をオンラインデータベースで閲覧することはできない。	通常商標と同じだが、新しいタイプの商標は「写実的表現でない」、「識別力がない」等の拒絶理由が発せられる。		絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査が行われる。	拒絶理由を通知する方法は通常商標との差異なし。引用商標の登録番号が確認され、拒絶の理由によりオフィスアクションが開始される。	絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査が行われる。	絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査が行われる。	商標見本と提出された音声ファイルが異なっていた場合は、オフィスアクションを発行し、出願人に対し上記の不一致を解消するよう要求する。	
⑦拒絶事例	「5-2.各国別調査結果・ドイツ編」(7)方式・実体審査の欄を参照。	「5-2.各国別調査結果・イギリス編」(7)方式・実体審査の欄を参照。		「5-2.各国別調査結果・シンガポール編」(7)方式・実体審査の欄を参照。	「5-2.各国別調査結果・台湾編」(7)方式・実体審査の欄を参照。		音・におい商標は2012年3月15日から施行されているため、まだ具体的拒絶例はない。	「5-2.各国別調査結果・ペルー編」(7)方式・実体審査の欄を参照。	公開時に写実的な記述がなかったことにより拒絶された例（出願番号第715103号及び第715104号）。写実的な記述を提出しないことを理由に拒絶理由を受けたが、出願を取り下げた出願がある（出願番号第932228号）。
⑧異議申立		色商標や音商標については識別力の欠如を理由に、立体商標やトレードドレス等については、機能性要件を根拠に第三者から異議申立が多い。		異議申立について提出する証拠の形式については特別なルールは存在しない。	証拠提出の方法と証拠様式について特別な規定はない。補正の可否、補正の提出方式についての特別な規定はない。	証拠提出の方法と証拠様式について特別な規定はない。補正の可否、補正の提出方式については通常商標と同様。	利害関係人は公開日から30日以内に異議申立てをすることができる（アンデス共同体決定第486号第147条）。	音の商標に対する異議申立・審判において、証拠の形態及びその提出方法については、特段の規則はない。	

		ドイツ	イギリス	オーストラリア	シンガポール	台湾	韓国	ペルー	チリ
(7)登録	①権利範囲 ②登録証記載事項	権利範囲は原則として商標の写実的表現のみによって決定。登録証の記載事項は通常商標の場合と同一である。	権利範囲は、商標の写実的表現のみによって決定。登録証の記載事項は、通常商標の場合と同一である。	「5-2.各国別調査結果・オーストラリア編」の添付資料(登録証)を参照。	権利範囲は、色彩商標を除いて、当該商標の詳細な記述による明瞭な表示及び詳細な文書による説明によって定められる登録証記載事項は、商標分類、商品又はサービス、商標の詳細な記述による明瞭な表示である。	商標図案(商標の写実的表示)に基づいて定められる。登録証は「5-2.各国別調査結果・台湾編」添付資料を参照。	権利範囲は商標登録出願書に記載した商標の表示により定められる。	権利範囲は、文字商標を除き、出願時に提出された商標の複製(アンデス共同体決定第486号第138条(b))により決定。登録証の記載事項は「出願人」「区分」「写実的表現による表示」等である。	音の商標の権利範囲は、名称、写実的な記述、指定商品と指定役務、そして提出されたデジタルデータによる見本で決定。登録証は「5-2.各国別調査結果・チリ編」の添付資料を参照。
(8)証明・閲覧	①音声ファイル、動画ファイルの閲覧方法 ②原簿の認証謄本	出願包袋の閲覧により電子ファイルも入手できる。	音声ファイル、動画ファイルの閲覧・聴取できるシステムはない。原簿の認証謄本(様式、商標見本)は通常商標と同様。	音声ファイルや、動画ファイルは商標庁のウェブサイトにて視聴・閲覧することが可能である。	音声ファイル、動画ファイルの閲覧方法は特に定められていない。	音声ファイルの閲覧が可能。閲覧はオンライン官報のウェブサイトからダウンロード可能である。必要な場合は音声ファイルの閲覧を請求することができる。	音声ファイル及び静止画面イメージファイル(JPG)はKIPRISデータ(日本のIPDLのようなもの)にて閲覧できる。動画ファイル、におい標本は韓国知財庁に閲覧申請しなければならない。	音声ファイル、動画ファイルの閲覧は、ペルー知財庁の施設に行き、見本の閲覧、視聴をする必要がある。	チリ特許庁のデータベースから閲覧が可能である。
(9)公報・情報提供	①公報・種別(登録公報、公開公報)・公報の仕様・新商標に係る公報発行の注意点(何かあれば) ②情報提供	登録公報は電子公報としてtrade mark journalで公表される。公報の掲載事項は原則として通常商標に同じ。	登録公報はUKIPOのウェブサイトにおいてtrade mark journalで公表される。公報の掲載事項は通常商標と同様。	登録公報はオーストラリア知財庁のウェブサイトにてPDFフォーマットの電子ジャーナルで発行される。音やにおいといった視覚で認識できない商標については、商標の説明文とendorsementを公報に掲載することで対応している。	異議申立のために発行される登録公報と発行された登録公報の変更公報とがあり、シンガポール知財庁のウェブサイトにおいてTrade Marks eJournalに掲載される。	登録公報は紙及び電子形式の両方ある。しかし、紙公報は、もはや2012年7月1日から発行されない。公報以外の情報提供として、台湾知財庁のウェブサイトからコンピュータ検索が可能である。検索されたファイルには音声ファイル、画像ファイルが含まれており、視聴することができる。	韓国知財庁のウェブサイトにて発行される。添付されている音声ファイルも聴取することができる。公報以外の情報提供については、韓国知財庁が提供しているデータベース(KIPRIS)及び民間企業のデータベースにより通常の商標と同様に調査を行うことができる。	登録公報は日刊紙「El Peruano(エル・ペルアノ)」に掲載されるとともに、インターネット版「El Peruano」にも公報掲載事項がアップロードされる。公報以外での新しいタイプの商標に関する情報提供は行われていない。	登録公報は書面とデジタルの両様式がある。公報に掲載される内容は、「出願番号」「出願人氏名又は名称及び国名」「種別」「商標」「国際分類」「写実的な記述」である。
(10)統計	・今後の出願件数をどのように予想しているか。	回答なし。	現状全商標出願件数に対する新しいタイプの商標の占める割合は0.2%に満たず、今後も出願の増加は期待できない。	回答なし。	回答なし。	今後の出願件数の予測は、これまで調査をしておらず、予測できない。	音の商標の出願件数は徐々に増えると思うが、においの商標の出願件数はそれほど多くはないと予想される。	回答なし。	立体商標制度の導入により、出願人の関心は増加するのではないかと考えられる。
(11)審判	①審判における証拠の形態およびその提出方法について特徴的な規則の有無と内容 ②識別力や類否について審判や裁判で新たな判断が示された場合、その結果は、どのように審査にフィードバックされるか	証拠の形態および提出方法は通常商標の場合と差異はない。	①について、不使用取り消しに関して「商標の使用には、商標が登録された際の形態における商標の識別性を変更をしない要素についての異なる形態による使用が含まれる」との規定がされている(商標法第46条第2項)。 ②については、先述のDysonの判決を受けて、Practice Amendment Notice PAN 7/07Gが2007年7月20日に出されており、ここで第3条第1項(a)「写実的表現」の要件について、詳細なガイドラインを規定している。	識別力や類否について裁判所の判決によって新たな判断が示された場合、審査のプラクティスはそれに従って更新されることとなる。	①について、商標法22第2条「不使用取消の判断において、当該商標の使用は、登録された形での当該商標の顕著な特徴を変えないものの、要素においては異なる使用が含まれる」との規定あり。	審判や裁判の決定が貴重、かつ確立された意見の場合は、審査実務は、当該決定に従うように修正される。	①については、通常商標と差異はない。 ②については、「音」「におい」の商標は2012年3月15日から施行されているため、審査例はもとより、審査例や裁判例がまだ出ていない。	新しいタイプの商標についての審査基準などは特に整備されておらず、様式等については出願があつてからその都度対応を行う予定との状況であるため、現時点において特に特徴的な規則はない。行政裁判所による決定は、一部例外的な事例を除いて審査に拘束力はない。	裁判所の決定は、当該事件のみを拘束するものであるため、別の事件について審査官は裁判所と同じ判断をする必要はない。
(13)侵害	・侵害事例の紹介(現地法律事務所等より情報提供があつた場合)	新しいタイプの商標に関する侵害事例は回答なし。	回答なし。	回答なし。	新しいタイプの商標の保護開始により、商標権者はその商標の権利行使がより容易になった。従来、そのような商標の権利者はコン・ロー上の不法行為であるパッシング・オフに頼る必要があつたが、その救済は困難であつた。	回答なし。	回答なし。	ペルーでは、現在までに新しいタイプの商標に関する侵害事例はない。	回答なし。